

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2938号)

令和4年4月27日

横情審答申第2938号
令和4年4月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年4月9日青地振第1500号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「(1)請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記
録の公文書・請求書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録の公文書・請求書」の保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当ではなく、特定年特定月の前月30日を報告日とする特定地区センターの対応についての苦情対応報告書を保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1)請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録の公文書・請求書」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年3月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第6項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の氏名が記載されており、かつ審査請求人本人が特定地区センターで暴行を受けたことが記録されている文書は作成しておらず、保有していない。
- (2) 特定年の夏ごろに、特定地区センター内で暴行を受けたとする匿名の人物からの電話に青葉区地域振興課が対応した記録は存在する。
- (3) 審査請求人は、審査請求書において特定地区センターのビデオテープの記録がある旨を主張するが、当該記録を実施機関では保有していない。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、暴行をした館長及び男の氏名等の情報公開を請求したと主張する。確かに、審査請求人からは特定年特定月の前月30日に開示請求があったが、「特定地区センターの指定管理者の理事長名、館長・副館長名、その他の職員名全て」という旨の請求文書であるため、審査請求人の主張と事実是一部異なる。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 原決定を取消し、処分庁は本件文書を公開する。
- (2) 審査請求人は、市庁舎1階の情報室から青葉区に職員を介して直接電話をし、同区の職員と会話をし、特定地区センター内で指定管理者の館長及び背の高い男の職員の2人から暴行を受けたとの通報をし、調べますと受理された。
- (3) それゆえ、処分庁にはその暴行の告知を受けたメモの文書が存在するとともに、特定地区センターのビデオテープの記録が残っているのであるから、保存期間内であることから「不存在」との回答は、著しい事実と反した虚偽であるのは明らかである。
- (4) また、審査請求人は、同区に対し、指定管理団体の代表者名、暴行した者の館長名及び男の氏名等々の情報公開を請求したのであるからその文書も存在する。
- (5) それゆえ、処分庁がまったく文書が「不存在」という回答はあり得ない回答であり、著しい虚偽と市民の請求権を認めない違法行為がある。

5 審査会の判断

- (1) 地区センターの管理運営に係る事務について

横浜市では、横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）に基づき、地域の住民が自主的に活動し、及び相互交流を深めることのできる場として地区センターを設置している。また、同条例第5条第1項及び第2項では、地区センターの管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせることが規定されている。

地区センターの指定管理者の選定、指導及び助言に係る事務は、区長委任規則（平成6年7月横浜市規則第63号）第2項第6号の2の規定により、設置区の区長に委任されている。そして、設置区における指定管理者への指導及び助言については、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条に基づき、当該区の総務部地域振興課（青葉区では、青葉区総務部地域振興課。以下「地域振興課」という。）が行っている。

- (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けたことが記録されている保有個人情報と解される。

イ 実施機関は、本件保有個人情報を作成しておらず、保有していないとして、非開示としている。

ウ 審査請求人は、本件保有個人情報について、次のように主張している。

(ア) 地域振興課に対して暴行を受けた旨の通報をしたのであるから、実施機関には、その際のメモの文書が存在する。

(イ) 実施機関には、特定地区センターのビデオテープの記録が存在する。

(ウ) 審査請求人は、特定地区センターにおいて審査請求人に暴行をした館長及び職員の氏名等について行政文書の開示を請求したのであるから、当該開示請求に係る文書も存在する。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。

(ア) 指定管理者からの通報に係る記録の不存在について

横浜市と地区センターの指定管理者との間で締結する基本協定では、事故等の緊急事態が発生した場合には、指定管理者は、速やかに横浜市等の関係機関に通報することとされている。当該通報の方法について明文の規定はないため、原則として文書での報告の義務はないが、地域振興課では、指定管理者に対し、事故等でけが人が発生した場合又は警察を呼んだ場合は、事故・事件等報告書を作成し、ファックス又はメールで提出するよう依頼している。そこで、仮に利用者が特定地区センターで暴行を受けるような事件が発生したとすれば、当該通報に係る記録が存在することが考えられる。

この点、地域振興課に提出された事故・事件等報告書は、係長及び課長に回議された後、年度ごとにファイルに綴じて保管される。なお、メールで送られてきたものは、印刷して回議及び保管を行っている。そこで、実施機関が特定年特定月に係る年度の当該ファイルを確認したところ、特定地区センターに係る事故・事件等報告書は保存されていなかった。また、実施機関は、地域振興課の特定地区センターを担当する職員（以下「担当職員」という。）のパソコンも確認したが、同年度の特定地区センターに係る事故・事件等報告書や当該事故・事件等報告書に係るメールは保存されていなかった。

次に、けが人が発生し、又は警察を呼ぶような重大な事態には至らない比較的軽易な事案については、電話等で通報を受けることがあることから、実施機

関が地域振興課内で確認をしたところ、特定年特定月頃に、特定地区センターから担当職員に対して、利用者とのトラブルがあり、区へ連絡があるかもしれないといった内容の電話連絡があったとのことであった。担当職員は、電話で事情を聞き取ったところ、けが人の発生や施設の破損といった重大な内容の通報ではなかったことや、当該利用者から連絡があった場合は担当職員が対応することから、通報に係る記録を作成しなかったとのことであった。

- (イ) 電話で通報をした際のメモの文書が存在するとの審査請求人の主張について
地域振興課においては、苦情等があった場合で当該苦情等に係る記録を残す必要があると判断したときは、苦情対応報告書を作成している。作成した報告書は、係長及び課長に回議された後、年度ごとにファイルに綴じて保管される。

実施機関が特定年特定月に係る年度の当該ファイルを確認したところ、特定年特定月の前月30日が報告日の特定地区センターに係る苦情対応報告書（以下「苦情報告書」という。）が保存されていた。苦情報告書は、同日にあった電話による苦情に係るもので、特定地区センターで特定年特定月の前月29日に暴行を受けた等の苦情が記録されていたが、電話の相手方の氏名を聞き取っておらず苦情を申し立てた者が不明であり、審査請求人の保有個人情報と断定できないことから、本件保有個人情報として特定しなかった。

- (ウ) 現地調査の記録の不存在について

苦情報告書には、電話を受けた日の午後に特定地区センターに現地調査に行くこととなった旨の記載があった。この現地調査に係る記録が存在すれば、電話の相手方の氏名が判明する可能性もある。そこで、実施機関が担当職員に確認したところ、現地調査によって、苦情報告書記載の電話による苦情の一部は、上記ア(ア)記載の通報と同じ案件に係るものであることが分かり、事情は当該通報及び現地調査により把握できたこと、当該電話の相手方は「また気になったら電話する」と発言していたため、現地調査の結果は文書の交付ではなく電話での説明により行うものと考えたことから、担当職員は、現地調査の記録を作成していないとのことであった。

実施機関では、担当職員のパソコンを確認する際に、現地調査に係る記録がないかも確認したが、担当職員の説明のとおり、当該記録は存在しなかった。

- (エ) ビデオテープの記録が存在するとの審査請求人の主張について

防犯カメラを設置しているのは指定管理者であり、その映像に係る記録は、

地域振興課では保有していない。

(オ) 行政文書の開示請求に係る文書も存在するとの審査請求人の主張について

地域振興課では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第6条第1項に基づく開示請求に係る文書については、年度ごとにファイルに綴じて保管している。

そして、実施機関が、特定年特定月に係る年度以降の当該ファイルを確認したところ、特定地区センターに係る審査請求人の開示請求に関する文書として保存されているのは、特定年特定月の前月30日付の開示請求書並びに当該開示請求書に係る一部開示決定通知書の写し及び開示対象文書の写し（以下、これらを総称して「開示請求書等」という。）のみであった。そうすると、審査請求人が主張する行政文書の開示請求に係る文書とは、開示請求書等のことであると解される。

しかし、当該開示請求書の内容は、特定地区センターの指定管理者の理事長及び特定地区センターの館長、副館長その他の職員の氏名の開示を求めるものであり、開示対象文書にも審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はなかったため、開示請求書等については、本件保有個人情報として特定しなかった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 苦情報告書について

実施機関は、電話の相手方の氏名を聞き取っておらず苦情を申し立てた者が不明であると説明する。そこで、当審査会において苦情報告書を見分したところ、苦情報告書には、報告日（特定年特定月の前月30日）や回議された者の印影のほか、説明要旨、対応経緯等の欄が設けられており、このうち、説明要旨の欄には、横浜市市民局市民情報室（以下「市民情報室」という。）から地域振興課に対し、特定地区センターの対応に不満な利用者が市民情報室に来庁し、開示請求を希望しているとの電話があったこと、当該利用者と直接話をしてほしいとのことで電話を代わられ、地域振興課の職員が、当該利用者と電話で話をしたこと等が記載されていることが認められた。

次に、対応経緯の欄には、特定年特定月の前月29日及びその1週間ほど前に、地区センター職員の男性2名に暴行を受けた等、特定地区センターに係る当該利用者からの苦情の内容が記載されていることが認められた。そのほかに、当

該苦情に対して、地域振興課の職員が現地に足を運び確認すると伝えたこと、当該利用者が「また気になったら電話する」と述べたこと等も記載されていることが認められた。

また、苦情報告書の欄外には備考として、係長に報告をして現地調査に行くことになったこと、当該利用者について、特定地区センター職員名簿についての開示請求をして帰っていったとの連絡が市民情報室からあったこと等が記載されていることが認められた。

なお、苦情報告書には、電話の相手方である当該利用者について、氏名等の特定の個人を識別することができる情報は記載されていないことが認められた。

しかし、苦情報告書の備考には、特定地区センター職員名簿についての開示請求をしたとの記載があることから、苦情対応報告書は、当該開示請求に係る開示請求書の開示請求者の記載と照合することで、地域振興課に電話をした者について、特定の個人を識別することができる情報であると考えられる。

この点について実施機関に確認をしたところ、特定年特定月の前月30日に市民情報室で受け付けられた特定地区センターに係る開示請求は、審査請求人の同日付の開示請求1件のみであるとのことであった。そうだとすると、苦情報告書は、当該開示請求に係る開示請求書等の情報と照合することで審査請求人を識別することができる情報であるから、審査請求人の個人情報に当たる。

また、苦情報告書には、特定年特定月の前月29日に暴行を受けた等の苦情が記録されていることから、審査請求人が特定年特定月頃に特定地区センター内で暴行を受けた記録であり、本件保有個人情報に当たると考えられる。

(イ) 開示請求書等について

実施機関は、開示請求書等には、審査請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はなかったと説明する。そこで、当審査会において開示請求書等を見分したところ、開示請求書等は、審査請求人に対して暴行をした館長名等の開示を求めるものではなく、特定地区センターの指定管理者の理事長及び特定地区センターの館長、副館長その他の職員の氏名の開示を求めるものであり、審査請求人が特定年特定月頃、特定地区センター内で暴行を受けた記録に該当する記載はないことが認められた。また、一部開示決定通知書の写し及び開示対象文書の写しにも、当該記載はないことが認められた。よって、開示請求書等は、本件保有個人情報に当たらない。

(ウ) 指定管理者からの通報に係る記録、現地調査の記録及びビデオテープの記録
(以下「通報記録等」という。)について

上記ア(ア)、(ウ)及び(エ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、通報記録等が存在することを推認させる特段の事情も認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報保有していないとして非開示とした決定は妥当ではなく、苦情報告書を保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 4 月 9 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和 3 年 12 月 22 日 (第410回第二部会)	・審議
令和 4 年 1 月 26 日 (第411回第二部会)	・審議
令和 4 年 2 月 22 日 (第412回第二部会)	・審議
令和 4 年 3 月 9 日 (第413回第二部会)	・審議
令和 4 年 3 月 23 日 (第414回第二部会)	・審議